

# 消費税増税についてのお知らせ

2019年10月1日から、消費税率が8%から10%に引き上げとなります。2019年9月30日までにお支払い頂きました、先払い分の技能教習料・検定受検料及び効果測定料等につきましても、実際に教習を受ける時点での消費税率が適用されるため、2019年10月1日以降の技能教習料・検定受検料及び効果測定料等については、増税分の2%が加算されることとなります。

（「定額パック」等で「全額前納」された場合も『2%の追加料金が発生』します。）

京急上大岡自動車学校